注１　施行規則第46条第１項の規定により型式についての指定を受けようとする場合の記載は、次のとおりとする。

⑴　整理番号の欄及び指定番号の欄は、記載しないこと。

⑵　１の欄は、高周波利用設備の型式名を記載すること。

⑶　３の⑴及び⑵の欄は、利用周波数が切換可能なものは「（何）kHz及び（何）kHzに切換え」のように記載し、連続して変更可能なものは「（何）kHzから（何）kHzまで連続可変」のように記載すること。

⑷　４の⑴及び⑵の欄は、３の⑴及び⑵の欄のそれぞれの利用周波数の変動幅を「（何）kHzから（何）kHzまで」のように記載すること。この場合において、利用周波数が連続して変更可能なものは、その範囲内の最低周波数と最高周波数を利用周波数とし、それぞれの変動幅を記載すること。

⑸　５の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　高周波出力の定格値及び測定値を記載すること。ただし、高周波出力が２以上の段階に切換可能なものはそれぞれの定格値及び測定値を記載し、高周波出力が連続して変更可能なものは高周波出力の定格値及び測定値の最大値と最小値を記載すること。

イ　高周波発生装置が２以上あり、かつ、同時に使用することが可能なものは、それぞれの装置の高周波出力の最大定格値の合計を記載し、最大定格値の合計に対応する高周波出力の測定値を記載すること。

⑹　６の⑴から⑶までの欄の記載は、次によること。

ア　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

イ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

エ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑺　７の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

エ　測定値は、デシベル（１マイクロボルトを０デシベルとする。）で記載すること。

オ　測定条件の欄には、測定した際の供給電源周波数及び動作モード（複数の動作モードで測定した場合に限る。）を記載すること。

⑻　８の⑴及び⑵の欄の記載は、次によること。

ア　有線通信端子を有する設備の場合に記載すること。

イ　準尖頭値は、それぞれの周波数帯において、測定された準尖頭値を大きいものから最大６つまで選び、それらの値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。

ウ　平均値は、それぞれの周波数帯において、測定された最大の平均値の測定値及び周波数をそれぞれの欄に記載すること。